

# 笠松町議会議員選挙

3月23日(日)  
投票日

任期満了に伴う笠松町議会議員選挙が3月23日(日)に行われます。  
貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。



投票	<p>【投票日】 3月23日(日) 【時間】 午前7時～午後8時 【場所】 第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館</p>
投票できるかた	<p>昭和63年3月24日以前に生まれた人で、平成19年12月17日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた (投票日当日までに町外へ転出されたかたは投票することができません。)</p>
期日前投票	<p>投票日に「工作中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。 【期間】 3月19日(水)～3月22日(土) 【時間】 午前8時30分～午後8時 【場所】 役場 1階 住民課ロビー 【方法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。 印鑑は不要です。(入場券がなくても投票できます。)</p>
在宅投票	<p>身体に次のような重度の障がいがあるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障がい1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい1級か3級のかた、免疫の障がいの程度が1級から3級のかた</li><li>・戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障がい特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい特別項症から第3項症までのかた</li><li>・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた</li></ul>
開票	<p>【月日】 3月23日(日) 【時間】 午後9時～ 【場所】 笠松中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>3月18日(火)発送 万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。 入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111</p>